



会社名 油研工業株式会社
代表者名 取締役社長 永久秀治
(コード番号 6393 東証スタンダード)
問合せ先 常務取締役管理本部長
萩野嘉夫
(TEL 0467-77-2111)

当社は、本日開催の取締役会において、2022年6月24日開催予定の第78回定時株主総会に、定款一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

「会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 70 号）附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定が 2022 年 9 月 1 日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第 14 条第 1 項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第 14 条第 2 項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第 14 条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

変更の内容は、次のとおりであります。

変更前	変更後
第3章 株主総会 第14条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) <u>当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したもの</u>とみなすことができる。	第3章 株主総会 (削 除)

(新 設)	<u>第 14 条（電子提供措置等）</u> <u>当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u> <u>2.当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u>
(新 設)	<u>(附則)</u> <u>1.変更前定款第 14 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第 14 条（電子提供措置等）の新設は、2022 年 9 月 1 日から効力を生ずるものとする。</u> <u>2.前項の規定にかかわらず、2023 年 2 月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第 14 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u> <u>3.本附則は、2023 年 3 月 1 日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u>

3. 主要日程

定款変更のための株主総会開催日
定款変更の効力発生日

2022 年 6 月 24 日
2022 年 6 月 24 日

以上